

東松山市・大東文化大学協働研究報告書ブックレット（No.1）

有効な農業振興方策

埼玉県東松山市
大東文化大学

東松山市と大東文化大学との協働研究について

東松山市と同市内にキャンパスが所在する大東文化大学とは、平成19年4月に「地域連携協働研究協定書」を取り交わして地域の政策課題を協働研究することとし、その後「地域連携協働研究協定書に基づく協働研究実施要領」（平成24年1月）にもとづき、具体的な研究テーマの設定と研究員の人選を行い、研究を開始しました。

「農業振興方策」と「中心市街地活性化方策」の二つの研究テーマのもとで、おおむね双方から5人程度の研究員が月1回程度の研究会や視察等をおこなって研究をすすめてきました。研究には東京電機大学の教員や大東文化大学の大学院生もオブザーバーとして参加してきました。

このうち「農業振興方策」について、研究結果をとりまとめましたので「東松山市・大東文化大学協働研究報告書ブックレット No.1『有効な農業振興方策』」として発表いたします。

なお、本報告書の概要は、東松山市のホームページと大東文化大学のホームページでもご覧いただけます。

本研究結果が、東松山市はもとより他の都市近郊地域の農業振興方策の参考となるとともに、地方公共団体と大学との連携の活動成果として参考にいただければ幸いです。

平成25年10月

東松山市・大東文化大学協働研究

第1分科会研究員一同

【目 次】

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 農業の現状と今後の取組について | 1 |
| 1 日本の農業の特色 | |
| 2 東松山市における農業の現状 | |
| 3 東松山市における農業の課題 | |
| 4 東松山市における今後の農業施策 | |
| 第2章 先進地視察について | 5 |
| 1 埼玉県ときがわ町 | |
| 2 茨城県笠間市 | |
| 3 埼玉県三郷市・越谷市 | |
| 第3章 農業振興策の提言について | 11 |
| 1 就業先としての農業の確立 | |
| 2 特産物・特産品開発と6次産業の推進 | |
| 3 レジャー農園・市民農園的土地利用の推進 | |
| 第4章 パイロット事業の提案について | 21 |
| 第5章 総括 | 22 |
| 1 活動経過 | |
| 2 研究員名簿 | |

第1章 農業の現状と今後の取組について

1 日本の農業の特色

日本の国土利用において、農用地は約13%となっており、その半分以上が水田であり、稲作が農業の中心となっている。

販売農家1戸当たりの経営耕地面積は、全国平均で約1.8ha（北海道約18ha）となっており、アメリカと比較すると農家1戸当たりの面積は、100分の1以下ということになる。

また、日本は平野が少ないこ

とから、中山間地域を中心に棚田や段々畑が多くなり、大型農業機械を使うことが困難なため、多くが人手による営農となっている。

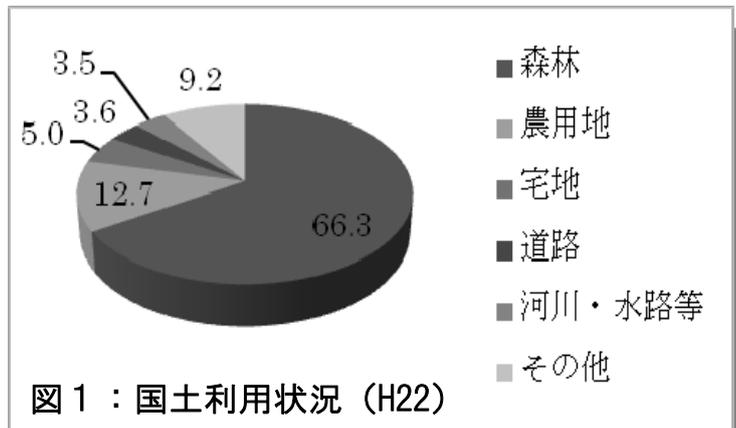


図1：国土利用状況（H22）

2 東松山市における農業の現状

東松山市は埼玉県のほぼ中央、東京都心から約50キロメートル、県都さいたま市からは約35キロメートル圏に位置している。東西約11キロメートル、南北約14キロメートル、総面積65.33平方キロメートルを有し、東は吉見町、西は嵐山町、南は坂戸市、鳩山町及び川島町、北は熊谷市及び滑川町に接している。西部から北部の一部にかけては、秩父山系に連なる丘陵地帯であり、緑豊かな武蔵野の面影を残している。市域の中央には市街地が形成され、北部は果樹園や畑が広がり、東部から南部にかけての低地は肥沃な水田地帯となっている。このような恵まれた地理的条件を生かし、米麦、野菜、果樹、畜産などが営まれている。

3 東松山市における農業の課題

東松山市の農業は、都市化の進展や農産物の輸入自由化など社会情勢の影

響により、就農者の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加など様々な課題を抱えている。

そのような中、消費者ニーズから求められる付加価値の高い農産物を提供できる生産技術と農業経営能力を備えた都市近郊型農業の確立は、本市の農業振興に欠かせない課題である。

また、農村景観の創造、災害防止など農業の持つ多面的機能を再確認し、農業・農村を維持継続していくことも重要である。

そのための方策として、生産基盤の計画的な整備を推進し、優良農地の保全に努めるとともに、農業公社や関係団体を中心とした農地の流動化による集約化や担い手農業者への利用集積による農業経営の規模拡大を図り、経営の安定化が求められている。また、新たな産地形成や有機農業を取り入れた安心・安全な農産物づくりを重点として、環境に配慮した農業を目指すとともに、特産品づくりやそれを原材料に使用した加工品の研究開発から商品化に向けた支援も必要となっている。

さらに、遊休農地を活用して消費者と農業者とが交流し、消費者自ら農産物の生産に取り組めるような農園づくりや、東松山農産物直売組合との連携により地産地消の推進も必要である。

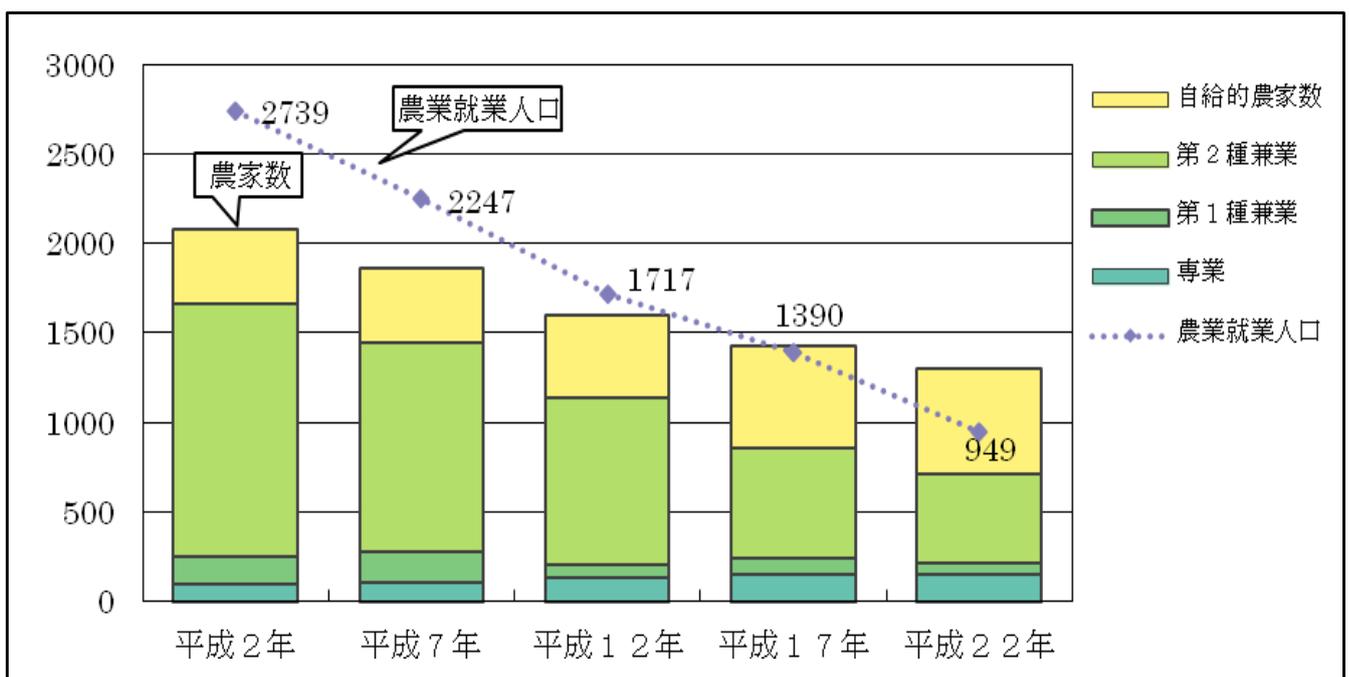
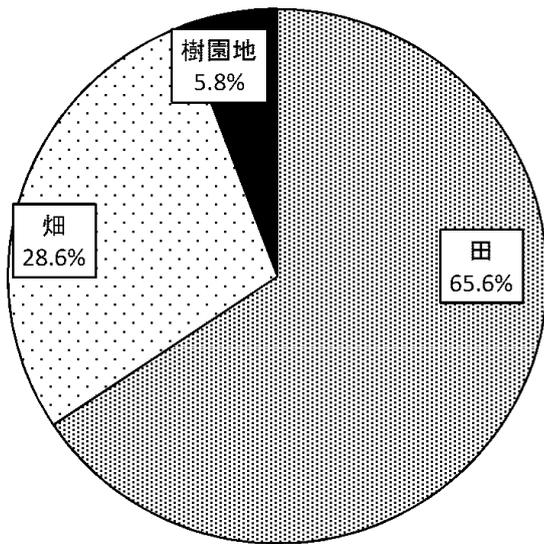
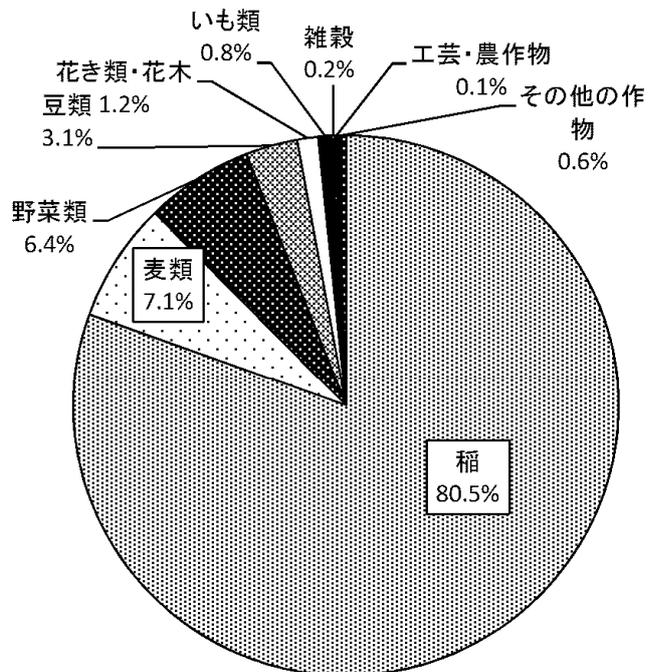


図2：農業就業人口・農家数（東松山市）



経営耕地面積 762ha

図3：経営耕地別面積（H22）



作付(栽培)面積 437ha

図4：類別作付面積（H22）

4 東松山市における今後の農業施策

東松山市では、課題を整理したうえで、次のような農業施策を進めていく予定である。

①新たな担い手の確保

地域の農業を支える担い手農業者を育成するため、平成24年度から「東松山市農業塾」を開講した。平成25年度は、引き続き「農業塾」を継続するほか、農業塾卒業生から本格的な新規農業者の就農支援を目的とした「農業経営塾」を新たに開講している。

②遊休農地の解消

市域全体で約240ha存する遊休農地の解消を図るため、平成24年度には、下唐子地内約3haの遊休農地にポロタン・オリーブの苗を植付し、周辺農家からなる生産管理組合や地域住民等によるサポーターを組織して育成管理をしている。今後も地域特性に応じた解消手法を進めていく予定である。

③特産品の開発

市内では肥沃な大地や恵まれた自然環境を活かし、多種多様な農産物が生

産されている。本市では、これらの農産物を原料に使用した加工品の研究開発・商品化を促進しており、平成24年度には第1弾として栗（ポロタン）と梨の特産品づくりに着手したところである。今年度は、地元洋菓子店で梨を使ったゼリーや焼菓子の販売を目指しており、さらには、栗や旬の野菜などを使った加工品の研究開発・商品化も検討していく予定である。

④東松山市戦略作物

生産者の所得向上や新規就農者の育成・確保を図るとともに、県域はもとより全国の消費者の方々に東松山農産物を味わっていただくための産地づくりに取り組む。他産地に打ち勝てる農産物を数点選定し、戦略作物（白菜・人参・なす・スイートコーン・じゃがいも・キャベツ・玉ねぎ）として位置付け、県やJA等農業関係団体と連携し、生産コストの低減や技術力アップ、販売先の確保などの支援を行っていく。

⑤JA東松山農産物直売所移転建設

多様な消費者ニーズに応え、より多くの方々に来店していただけるよう、既存の東松山農産物直売所を移転しリニューアルする。新鮮で美味しい旬の農産物を味わっていただく地産地消の取組みをより一層強化するとともに、工夫を凝らしたイベントを展開していく。

第2章 先進地視察について

東松山市の農業の現状・課題を踏まえ、「市民農園」や「6次産業化」等に積極的に取り組んでいる自治体の事例を参考にし、東松山市の農業の活性化策を検討する素材を見つけることを目的として、先進地視察を実施した。

1 埼玉県ときがわ町

平成24年2月1日（水）ときがわ町の奥畑ふるさと農園を訪れた。ときがわ町では市民農園が農作業と都市農山村交流の場として整備されていることから、視察するとともにときがわ町産業観光課の鹿山主任から説明を受けた。

奥畑ふるさと農園の概要

奥畑ふるさと農園はときがわ町大字西平地区に農作業と都市農山村交流の場として整備され、平成21年4月にオープンした。事業費は約8,000万円（造成4,000万円、建物4,000万円）で1/2補助（農山村交流）。建物については町内産木材を使用しており、土地については借地（8円/㎡）である。貸出用農機具購入費が約70万円。利用者へは無料で貸しだしている。栽培は有機農業推進法で定められた有機農業に準じた栽培で、農業指導は行っていないが、農林振興センターに依頼して年2～3回の講習会を実施している。整備の目的は、農山村交流であり利用者には町内の温泉施設や観光施設を案内して、町内の消費を促している。

●場 所：ときがわ町大字西平1848

●面 積：畑 5,957㎡（貸付4,917㎡、体験1,040㎡）、
芝生広場 1,882㎡、駐車場 1,630㎡
合計9,469㎡

●区 画：貸付農園50㎡ 77区画、体験農園800㎡ 1区画

●利用料：1区画 年間11,000円（年度途中は月割り計算）

●付帯施設：管理棟、駐車場、給水設備、鳥獣害防止柵

●更新：5年間は自動更新

農園利用者は町民利用者が1割程度（建売住宅の購入者等）。町外利用者は川越市近郊が多く、一番遠い利用者が千葉県浦安市。募集については当初は新聞などに取り上げられ区画数以上の応募があったが、現在は空いた区画の応募をHP等で実施している。

2 茨城県笠間市

平成24年3月23日（金）茨城県の笠間市役所を訪れた。笠間市では農業施策に力を入れており、滞在型市民農園（クラインガルテン）や特産品である栗の6次産業化に早期から取り組み、成果を上げていることから、先進的な事例を視察するとともに担当者から説明を受けた。



①茨城県笠間市の概要

笠間市は、平成18年3月19日、旧笠間市、友部町、岩間町が合併し新制笠間市が誕生し、人口8万2千人、市域面積240.25km²、茨城県の中央に位置しており、東京から100km圏の自然豊かな地方都市である。

城下町・門前町として栄え、笠間稻荷、愛宕神社などの歴史的な文化財が鎮座し、また笠間焼きで知られる陶芸のまちでもあり、日動美術館、茨城県陶芸美術館、笠間工芸の丘等の施設を有し、現代アートの盛んなまちとして知られている。さらに、豊かな自然に恵まれた吾国愛宕県立自然公園や水と緑と花に囲まれた北山公園などがあり四季折々の美しい自然が残っている。

このような豊かな観光資源を活かして、多様な祭りの開催など、年間を通じたイベントの開催により、年間約300万人の観光客が訪れている。

②農業の現状と事業概要

笠間焼をはじめとする歴史・芸術・文化的な観光資源を生かしてまちづく

りを進めてきたが、古くから主産業であった農業については、中山間地域特有の農村の高齢化、就農者の減少、兼業化に加え、農業生産活動の多くを女性や高齢者に依存してきたことなどにより農業粗生産額は減少し、農地の荒廃が進んできた。

これらの課題に取り組むため、また、近年の国の食料自給率や環境問題等により「農」のもつ多面的機能が改めてクローズアップされていることに注目し、農業振興と地域振興を併せもつ滞在型市民農園（クラインガルテン）を建設した。テーマは「農芸と陶芸のハーモニー」。中山間地域の農村で都市生活者が家族とともに土に親しみ、ストレスを癒しながら観光資源である歴史・芸術・文化と融合し、笠間型のライフスタイルを体験することである。

また、笠間市の農業は水稻を中心とした産地で栗、菊が主力品目であるが、合併してからは栗の生産に力を入れており、農商観連携・6次産業化の推進により日本一の栗産地をめざした産地づくりに取り組んでいる。今回の視察では滞在型市民農園（クラインガルテン）については農政課農政企画室森主幹・深沢係長、栗の6次産業化については元県職員で現在は農政課農業振興アドバイザー山田氏より説明を受けた。

ア 宿泊施設付き市民農園「笠間クラインガルテン」

事業費は、約8億4千万円で各種農業補助制度を活用した。1区画当たりの整備費は約1千万円で、うち建物建設費は約560万円。土地については借地（30円/m²）であり、指導員による栽培講習と巡回指導を行っている。当初は市の直営管理でしたが、平成19年度よりJAが指定管理をしており、運営は利用料のみで指定管理料は支払っていない。また、利用者の調査では、年間120万円程度（利用料含む）の経費を要している。

1年単位の契約で最長5年までの更新が可能（特定農地貸付法）。平成13年度～23年度まで応募区画数を超える応募があったが原子力発電所事故の影響から途中解約などがあり、現在は空区画が出ている。利用者は、東京・千葉・埼玉の居住者が多い。

●開 設 平成14年（平成13年度に一部開設）

- 面積 約4ha
- 区画 全50区画（300㎡/区画・宿泊施設37.32㎡）
- 利用料 年間40万円（光熱水費別）
- 付帯施設 クラブハウス・農産物直売所・そば処・日帰り農園・トイレ・楽農工房・炭工房・ゲストハウス・ふれあい広場・駐車場 外
- その他 サポート付きリゾート農園「あいあい農園」が併設。

イ 農商観連携・6次産業化の推進による産地活性化への取り組み

栗を中心とした農業振興を展開し、6次産業化へも積極的に取り組んでいる。

- ブランド化の要として栗の品質管理を徹底している。
- 農家の収入を確保するために6次産業化することで3～5倍の販売価格を実現している。
 - ・1ヶ月後の低温管理後に出荷する「極」
 - ・焼き栗にて販売する。
- 観光行政との連携によるまちの活性化としての役割。
- 栗を活用した商品の開発を協働で進め「笠間てくてく栗図鑑」を作成。
- 栗の生産量が限られているため、新たな就農者を求めている。また、栗の一次加工業者が不足している。
- 農家・JA・行政（県・市）の強力な連携。
- PRは、東京等でのイベント出店や自主イベントの開催。観光行政と一体となったパンフレットの作成を行っている。

3 埼玉県三郷市・越谷市

平成25年8月29日（木）県内の三郷市と越谷市を訪問し、特色ある農業の視察を行った。

両市では、大消費地に近いという地理的優位性を活かし、積極的に農業施策に取り組んでおり、その中でも特徴的な農業の取組みを視察した。

①有限会社オオクマ園芸（三郷市）

（概要）「ベビーリーフの水耕栽培」を中心に需要者の細かい要求に答えて、無いものを創造し、提供する独自のスタイルによる農業経営を行っている。

（内容）大熊社長にお話を伺い、施設を案内していただいた。

平成18年1月に会社を設立し、ベビーリーフを中心に50種300商品を水耕栽培により生産している。農協などへの出荷は行わず、細やかなニーズに対応しながら、ホテルやレストランを中心に150社程の企業と直接取引している。「農業は儲かる！これからの農業は面白い！」と語る大熊社長が印象的であった。



②越谷市農業技術センター（越谷市）

（概要）首都近郊という地理的特性を活かし、収益性の高い都市型農業への転換を促し、安定的な高収入が期待できる「いちご観光農園」の経営者の育成を目指している。

（内容）後継者や担い手の不足等の農業者が抱える課題に対応する取組みとして、収益性の高い施設園芸を中心とした安定的・効率的な農業経営を習得するための「都市型農業経営者育成支援事業」を行っている。なかでも、いちご観光農園の集団的整備に力を入れており、隣接するごみ焼却施設の廃熱利用も視野に入れた整備を進めながら、就農希望者を研修生として受け入れ、月15万円程度の研修手当も支給している。



③有限会社トマト園芸（越谷市）

（概要）市場出荷を中心とした「トマト栽培」から全量直販による販売に切り替え、行列ができるほどの人気を博している。近年では、加工品として「トマトジュース」の製造、販売にも力を入れている。

（内容）立澤社長にお話を伺い、施設を案内していただいた。

昭和49年の就農時からトマト生産に取り組み、市場出荷が中心であったが、平成6年から全量直販に転換し、平成9年に会社を設立した。うまい・安い・新鮮を売りにして、量ではなく「味」にこだわり「SS級のトマト」作りを心がけ行列のできるトマト屋になっている。平成22年からは、トマトジュースの製造・販売も手掛けている。



第3章 農業振興策の提言について

東松山市の農業の現状や課題を踏まえ、市内の農地の状況や既存の観光資源等を確認し、更には先進的な取組みを視察し「東松山らしい農業」のカタチを提案すべく検討を進めてきた。

この章では、農業の振興と地域活性化のために効果的であると思われる施策について提案する。

●農業の振興と地域活性化のための施策

(1) 就業先としての農業の確立

①就業先として想定される形態

農業を職業、就業先として捉える場合には次に掲げる3通りの形態が考えられる。

(農業法人への就職)

農業生産法人には、大規模農家が法人化するもの、複数の農家の集合体として組合化したもの、また、異業種の企業などが出資して設立されたものなどがある。これらの大規模な農地を実際に耕作する法人において、作業員として勤務する。

(大規模農家への研修生入り)

大規模農家における労働力確保の手段として、研修生を受け入れるという方法が以前から行われている。大規模農家は、国や自治体の研修補助金を受け取り、研修生を養うことになる。研修生の立場としては、「弟子入り」に近い立場となるため、被雇用者としての立場が弱くなる反面、大規模農家の持つ農業技術や経営ノウハウを働きながら身につけることが可能である。

(農業協同組合または自治体の農業研修を経ての独立)

各種の研修を一定期間受けたのち、その土地もしくは別の土地にて一定規模の農地を借り受けて、耕作を行いながら独立する。耕作対象として

は比較的小規模であっても換金性の高いビニールハウスでの野菜や果物が想定される。

②施策の提案

i) 農地の集約化による農業生産法人の育成

東松山市の農地の集約化は、都心からの市の位置や税制面の優遇措置からみて農地を手放したくない、かといって高齢化や後継者不在等によって営農に積極的ではない農地所有者が多く存在することから、顕著な進展が見られないのが実情である。

これを打開するためには、東松山市農業公社のような公的な、信用力のある組織が中心となって農地を借り上げて、その上で大規模農家や農業生産法人に貸し付けて営農規模を拡大していくといった手法が中核に位置づけられる必要があるのではないかと考える。

2013. 9. 21 付読売新聞によれば、政府の産業競争力会議では、農地の貸借の仲介役として都道府県ごとに『農地中間管理機構』の設置を検討している。同機構は都道府県ごとの農業公社を衣替えして設立されるが、農業公社は原則農地の貸借ができなかったのをできるようにすると報じている。

東松山市農業公社は、現時点でも農地の貸借は可能であるが、発足時の期待された役割が勢いを失い、農地の借上げ・貸付等の手間のかかる仕事を積極的に遂行していくには不十分な体制であるように見受けられる。農業公社の支援のためには、市からの財政的な支援だけでなく、人の面でも支援することが効果的と考えられ、農地の集約化に熱意を有する市役所職員の現職出向も含めて市の農業行政の要となる公的な組織を人的にもテコ入れをする決断が必要である。

ii) 耕作放棄地を活用した新規就農者の育成

新規就農者を育成することは、i) の農地の集約化と裏腹の関係にある。農地の集約化が進展して営農主体が安定し拡大していけば、当然新規就農者を必要とすることになる。既述のように農業公社などの

公的な組織の仲介により耕作放棄地の集約化が進展し、営農規模が拡大することが新規就農者を獲得できるかどうかのカギである。

マスコミ等ではUターンした若者が新規就農者になっている例が紹介されることが多いが、都心から通勤圏である東松山市内に職を得ることができれば、その職が農業であるかどうかには、こだわらない若者は少なくないと思われる。

大東文化大学では、国際関係学部、環境創造学部などを中心にゼミなどで稲作体験をしたり里山振興のボランティアをしたりする活動を行っており参加者は少なくないが、参加する学生は好奇心だけではなく自分が実社会にでた場合の職業の候補としても見ているように思われる。とくに自分がすぐに営農主体になるのではなく、農業生産法人等の従業員として、いわば給与所得者として職を得ることは、これから社会に出る若者の安心感につながる面がある。さらには、1次産業にとどまらず6次産業化の方向に向かうことができれば農作業のイメージから離脱しサラリーマン的な仕事に映る面もある。

もう一つの手法は、市街化区域内の農地を市民農園としてではなく「体験型農園」として活用する手法である。既存農家が営農を継続する前提で、実際の農地利用者は農家に利用料を払い、農家の計画に沿って営農指導の下で野菜等を栽培し、苗、肥料、農機具なども農家に用意してもらう。練馬区で始まり全国で120か所（2012年6月17日付読売新聞）あるといわれるが、農家にとっては安定収入が得られるとともに、市街化区域にあっても生産緑地に指定されれば税制優遇措置も受けられる仕組みだと言われる。後述する農林公園等での市民農園にあきたらない大都会の住民をターゲットにして、営農を継続するかどうか悩んでいる農家への救済策の一つになりうるであろう。

（2）特産物・特産品開発と6次産業の推進

①先進事例に学ぶ特産品と6次産業化

農林水産省では、雇用と所得を確保し、農林漁業生産と加工・販売の一

体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなどによる農山漁村の6次産業化を推進している。

本研究において、先進的な農業の取組事例を視察してきたが、この中にも6次産業化に積極的に取り組まれているものもあった。

笠間市では、特産品である栗を低温管理により熟成後に出荷することによる差別化や焼き栗に加工して販売することにより3～5倍の販売価格を実現していた。

越谷市のトマト園芸では、こだわりのトマトが従来から大人気であったが、小規模な工場を設置し、トマトジュースに加工して直販している。トマト同様に最高の品質を確保することで、種類によって180mlのビンで300～1,000円／本と高めの値段設定でありながら毎年完売している。

このように、今ある特産品を生産・加工・販売と一連の流れに乗せることで、所得の向上や雇用の創出、地産地消の推進等の効果が生まれるのである。

②施策の提案

i) 加工所の確保と加工組織の育成

地域資源や特産品を活用して6次産業化を図ることが、いろいろな面で効果的であるとわかっていても、既存の農家が6次産業化を進めるといのは、非常に困難である。

平成22年度には、六次産業化法が制定され、法的な位置付けが明確になり支援制度も設けられており、農業分野を中心に全国で取組みが行われているが、その多くが農業生産法人等の組織が主体となっている。前述の農業生産法人の育成はこの分野でも重要であることが確認できる。

しかしながら、6次産業化の成功例の中には、農業生産法人や会社等ではなく、生産者の集まりが母体となったものや農協、直売所との連携によるものもいくつか見受けられる。農産物の生産者が直売所へ出荷するという流れの中に“加工”という工程を入れることは、それ

ほど難しいことではないのかもしれない。

東松山市においても JA 埼玉中央の農産物直売所が拡張移転することになっているが、この好機を逃すことなく、加工所の設置と加工組織の育成に取り組むことは大きな効果に繋がるものと思われる。

ii) 産学官連携の強化

企業との連携による地元農産物の活用には、さしあたり二つのかたちが考えられる。第一は、企業のもとめる農産物を効率的に供給するかたちである。例えば、栗の加工品を製造・販売する製菓企業に「ポロタン」を提供する場合である。

第二のかたちは、大学・自治体と企業とのコラボ商品の開発であり、これには、企業主導型と自治体・大学主導型の2通りの方式がある。大東文化大学国際関係学部「大豆のアジア学」が山崎製パンと開発した“大豆のパン”、大学と東松山市と山崎製パンの三者で開発中の“焼き豚パン”は企業主導の事例であり、“東松山の地元農産物を使った弁当”開発や、“ポロタンの菓子”などは自治体主導の事例である。

2008年より毎年「大学は美味しい！！」フェアが、大手百貨店で開催されている（DIME 増刊『大学は美味しい！！ キャンパスの隠れた“食”の、名品119』（小学館、2008年3月参照）。地元農産物を使った商品開発の事例では、静岡県三島市にキャンパスを置く日本大学国際関係学部の取り組みが注目に値する。地元産の「おおね大根」を炊き込んだ大根めし弁当『三島物語おおね御膳』を駅弁業者桃中軒と開発し、また、「三島馬鈴薯」を使った「みしまんじゅう」を、まんじゅうの製造販売を手がける伊豆・村の駅と開発した。いずれも JR 三島駅構内のキオスクや道の駅などで販売されている。『大学は美味しい』に出展される食品は、主として大学主導型のコラボ商品である。

企業主導であれ、自治体・大学主導であれ特産品の開発が「アイデア勝負」であることは言うまでもない。協働研究の議論以外に、大学の学生はもとより、市内の高等学校、市民などを対象に、新企画を

生み出すようなさまざまな場やしかけを創出していく必要がある。

iii) 新たな販売方法と販売ルートの開拓

先進的な6次産業化の取り組みでは、販路についても重要な要素になってくる。視察で訪問した笠間市では、低温熟成させた栗の差別化を図り“極”と銘打って、デパート等での贈答品としての販売を行っていた。越谷市のトマトジュースの場合には、インターネットを活用した通信販売により、広域への販売を可能としていた。また、三郷市では、ベビーリーフの栽培期間が短いことに着目し、ホテルやレストランの細やかなニーズにオーダーメイドに近い形で対応している。

これらの他にも、6次産業化による商品に限定されたものではないが、それぞれの商品や農作物にあった販売ルートや方法が考えられている例は多い。

前述のとおり直売所の新設は、大きなチャンスである。広域的な販路の確保と併せて、より身近な市民への販売拡大と地産地消を進めるためにも配達等を検討することも効果的ではないか。

(3) レジャー農園・市民農園的土地利用の推進

①レジャー農園・市民農園に求められるもの

物の豊かさよりも心の豊かさを求める国民の割合が多くなってから久しい。日頃、一人の消費者として農業に接している人にとっては、自らが生産者となることに多くの魅力を感じることができる。農作業とは自然に働きかけることによって、自然の恵みをいただく行為であり、自然とのふれあいが大きな癒しにつながっているものと思われる。

当市の場合、農業従事者の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の減少に歯止めがかかっていない状況であるが、レジャー農園や市民農園の取組は、耕作放棄地対策としても有効であろう。加えて、市民生活に潤いを与えるとともに、農業への理解の促進、交流人口の増加も期待できるため、市でもこれまで以上にレジャー農園・市民農園の取組を体系立てて推進する必要がある。以下、当市において、都市住民向けレジャー農園・

市民農園を整備する場合の留意事項を整理する。

- 都心から約50km圏内であり、都市住民の日帰りが十分に可能な地域である。これらの地理的条件を最大限生かし、都市と農村との日常的な交流が可能な仕掛けとする。
- 都市住民の農業体験ニーズは、土づくりから収穫までの作業サイクルを本格的に体験したいというニーズから、苗の植え付けや収穫、食味などのイベントを手軽に体験したいというニーズまで多様である。それぞれのニーズに応じたきめ細かい対応を要する。
- 農作業や農的生活の体験が、里山の保全やや地産地消の普及に結びつくよう大学やNPOなど、地域の知的資源を有効に活用する必要がある。

②施策の提案

i) 農業に接する機会の提供

東松山市では遊休農地面積が240ヘクタールに達し、その解消が大きな課題となっている。そのうち、平野部にあり圃場整備が済んでいる農地は認定農業者や法人経営などの担い手に集約されて効率的に経営されることが期待される。

しかし、遊休地の多くは小規模で圃場整備がされていない谷津田や棚田、斜面の畑（果樹園を含む）などであり、法人経営など利潤を目的とする経営体にとっては敬遠される可能性が高い。

その一方で谷津田や棚田は、武蔵野地方に特徴的な低い丘陵地の雑木林とともに美しい里山を形成しており、豊かな自然を楽しみながら農業を楽しみたいという人々にとっては理想的な空間である。これをうまく利用することで、レジャー農園や市民農園としての活用が期待できる。

当市は池袋から電車で1時間程度という大都市近郊に位置し、関越高速道のインターチェンジもあるなど、東京からの交通の便がきわめてよい。これからの日本は高齢化が進んで定年退職者が増え、また環境意識が高まると考えられる。そうした中、大都会に住みつつも、都

会の一坪農園的な農業体験を卒業し、より本格的な農的・自然的な生活をしてみたいという人は、今後増大すると考えられる。そうした潜在的な農的生活志向者を発掘し、当市の豊かな里山空間に積極的に受け入れることで、本格的なレジャー農園や市民農園の展開が可能になるであろう。さらに、こうした人々は、将来的に定年後当市に移り住むなど、当市の社会・農業の担い手となることさえ期待できるのである。

ただ、地域住民の高齢化や若者の脱農化などにより、衰退しつつある農業集落（特に、谷津田や棚田を多く抱える地域）と都会の住民を結びつける取り組みは、自然発生的に生まれるものではないだろう。両者の間に立って、双方のニーズを結びつける第三者の存在が決定的に重要である。その役割を果たすと期待されているのが、市役所あるいは農業公社など公的な機関、農協やNPOなど地域社会に根差した団体、あるいはそこにビジネス・チャンスを見出す営利企業や業者などであろう。

市は、以上のような視点に立って、自ら、また第三者機関に働きかけながら、増え続ける遊休農地を都市住民の自然・農業体験へのニーズと結び付け、遊休地解消のため積極的に取り組むべきである。

ii) 里山景観の保全と農業の連携

かつての武蔵野の面影を深く残す東松山市の里山は、当市が誇ることのできる重要な文化的・景観的、そして生態学的な遺産である。近年谷津田や小規模棚田の遊休地化がすすみ、人による里山の利用がなくなることで、人々との密接なかかわりの中で形成・維持されてきた里山は急速に原野化しつつある。できる限り里山を昔の形で維持することが望ましいが、農村の都市化がすすみ、住民の生活様式が変化するなかで、地域住民の努力だけでそれを維持することは困難である。

そこで、伝統的な里山景観を維持していくために、以下の二つへの取り組みを提言したい。

1 つは、里山保全基金の創設である。これは、谷津田や棚田、その周辺の里山を維持する農家を支援するために、基金を創設し、そこから毎年一定の補助を農地の利用者および里山の保全者に対して行うことで、かつてのような農業や里山を維持していこうというものである。環境保全型の農業（たとえば農薬を使わない農業）などに対しては、上積みされた額の補助をだすことで、環境保全効果を高めることが可能になる。

この資金源であるが、市の財政や市民の募金などに頼るほか、インターネットやマスメディアを活用し、広く一般の人々から募ることにしたらどうであろうか。スリーデーマーチの参加者は当市の自然と田園風景の美しさに大きな感銘を受けるだろうから、その参加者に、この田園風景を守るために募金を働きかけたら、少なからずの参加者の同意が得られるのではなかろうか。保全基金の成果は、市のホームページ等で広く公開し、成果が住民や支援者の目に常に見えるようにすべきである。

もう一つの提言は、若干似た取り組みであるが、特定の生産者の里山保全活動を支援するため、個人が一口毎年いくらという形で出資する、いわば里山オーナー制度の導入である。たとえば、谷津田や棚田で稲作を行う A さん（個々の農家でも、生産法人や里山保全活動を行う NPO などでもよい）に対し、インターネット情報などを通じてマッチングされた都市住民の B さん、C さんなど数人が毎年 1 万円ほどを提供するというものである。A さんはその支援によって農業や里山保全活動が可能になる。その成果は、随時インターネットのホームページやメールなどによってオーナーに報告されるほか、生産物の一部（たとえば、米 10 キロ）などがオーナーに提供される。オーナーは、田植えや稲刈り、雑木林の下草刈りなどのときには手伝いに参加することができ、それによって農業・里山保全活動の体験を行うことができる、というものである。

農業の振興と地域活性化のための施策

(1) 就業先としての農業の確立

- i) 農地の集約化による農業生産法人の育成
⇒農業公社による農地の借上げ・集約した農地の貸付
- ii) 耕作放棄地を活用した新規就農者の育成
⇒就職先となる農業生産法人・就農希望者の研修制度

(2) 特産物・特産品開発と6次産業の推進

- i) 加工所の確保と加工組織の育成
⇒直売所の新設に併せた加工場の設置と加工組織の育成
- ii) 産学官連携の強化
⇒企業への農産物の供給・大学、自治体と企業とのコラボ商品の開発
- iii) 新たな販売方法と販売ルートの開拓
⇒広域的な販路の確保・市民への配達サービス

(3) レジャー農園・市民農園的土地利用の推進

- i) 農業に接する機会の提供
⇒組織的なレジャー農園、市民農園の創設・農的生活志向者の発掘
- ii) 里山景観の保全と農業の連携
⇒里山保全基金や里山オーナー制度による谷津田や棚田の保全

第4章 パイロット事業の提案について

前章で提案した施策のうち、複数の要素を盛り込んだ土地利用を先導的に実施することで、施策を全域展開する前のモデルとして位置付けるとともに、地域の活性化に資するパイロット事業を提案する。

東松山市の北部、大岡地内にある4.2haの農林公園を新たに3区分して、野菜・果樹・そばなどを栽培してもらう「味覚の丘」と、展望広場、フラワーガーデン、丘の滑り台などからなる「花園の丘」、アスレチック遊具、野外活動広場、イベント広場などからなる「活動の丘」の三つの区分から構成し直す。

このことにより、楽しみながら農業にふれあう機会を提供することで、農業に対する理解も深められることとなる。

新たな整備と併せて、同じ大岡地区内に存するぼたん園や比丘尼山、馬頭観音等の既存資源との連携を図ることで、東松山市民だけでなく都心部からも家族づれの来園者を迎えることが可能となる。

また、インターチェンジから現地までの道路や案内標識の整備、農産物直売所、入浴施設、地産野菜等を活用した食堂などが周辺に整備されれば、より効果的に集客が図られる。

大東文化大学が介在して、もう一方の大学キャンパスが所在する板橋区と東松山市との間で、この公園を利用する板橋区民への何らかの優遇措置を講じて同区民の来訪にインセンティブ措置を講ずることも考えられる。

なお、本研究における農林公園の“土地利用構想図”を巻末に掲載する。

第5章 総括

1 活動経過

| | と き | と ころ | 内 容 |
|------|----------------|----------------------|------------------------|
| 第1回 | 平成24年1月6日(金) | 高坂図書館 | 顔合せ・板橋区の例 当市の農業の現状等 |
| 第2回 | 平成24年2月1日(水) | 東松山市総合会館 埼玉県ときがわ町 | ときがわ町視察 板橋区の市民農園等 |
| 第3回 | 平成24年3月23日(金) | 茨城県笠間市 | 先進地視察 |
| 第4回 | 平成24年6月1日(金) | 東松山市総合会館 | 当市農業振興プラン 研究の進め方 |
| 第5回 | 平成24年7月6日(金) | 東松山市総合会館 | カメムシの里視察 メンバーからの提案 |
| 第6回 | 平成24年12月7日(金) | 東松山市総合会館 | 中間報告書(案) 検討の視点整理 |
| 第7回 | 平成24年12月27日(木) | 東松山市総合会館 | 農林公園視察 今後の研究の進め方 |
| 第8回 | 平成25年1月29日(火) | 大東大東松山キャンパス | 農林公園の活用方策 今後の研究の進め方 |
| 合 同 | 平成25年3月18日(月) | 東松山市総合会館 | 合同中間報告会 |
| 第9回 | 平成25年7月31日(水) | 東松山市総合会館 | 報告書(案) |
| 第10回 | 平成25年8月29日(木) | 埼玉県三郷市・越谷市 | 先進地視察 |
| 第11回 | 平成25年9月27日(金) | 東松山市総合会館 | 報告書(案) |
| 第12回 | 平成25年11月5日(火) | 東松山市役所 | 報告書 |

2 研究員名簿

(1) 大東文化大学

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|---|------|-------------------|--------|
| 1 | 東田親司 | 法学部教授(地域連携センター所長) | |
| 2 | 中村年春 | 経済学部教授 | H24～ |
| 3 | 新里孝一 | 国際関係学部教授 | |
| 4 | 須田敏彦 | 国際関係学部准教授 | H24～ |
| 5 | 宮本脩平 | 大学院生 | オフザ-バー |
| 6 | 小林康之 | 大学院生 | オフザ-バー |

(2) 東松山市

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|------|-------------|---------|
| 1 | 臼倉弘高 | 農政課課長 | H24～ |
| 2 | 成川忠男 | 農政課副課長 | H25～ |
| 3 | 中嶋和則 | 政策推進課副課長 | |
| 4 | 三村和之 | エコタウン推進課副課長 | H25～ |
| 5 | 大谷幸夫 | 道路維持課主査 | |
| 6 | 鈴木貞美 | 政策財政部副参事 | H23～H24 |
| 7 | 細村広志 | 総務課課長 | H23 |
| 8 | 桶谷易司 | 農政課副課長 | H24 |
| 9 | 松崎正吉 | 農政課主任 | H23 |
| 10 | 田嶋徹夫 | 政策推進課主査 | 事務局 |

※所属欄には、委員として在席していた当時の所属・職名を記載しています。